る。）、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返及び有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）をいう。）のうち次に掲げるものの額及び⑴から⑷までに掲げるものの合計額を記載すること。 ⑴　破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。） ⑵　危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（⑴に掲げるものを除く。）をいう。） ⑶　三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（⑴及び⑵に掲げるものを除く。）をいう。） ⑷　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（⑴から⑶までに掲げるものを除く。）をいう。） ⑸　正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、⑴から⑷までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。） ４　［略］ ＜参考＞　［略］ ［８．～17.　略］	⑴　破綻先債権（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じているものに対する貸出金をいう。）に該当する貸出金 ⑵　延滞債権（当該営業年度末において、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から６カ月以上遅延している貸出金であって、⑴に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金 ⑶　３カ月以上延滞債権（当該営業年度末において、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸出金（⑴及び⑵に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金 ⑷　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金（⑴、⑵及び⑶に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金 ［加える。］ ４　［同左］ ＜参考＞　［同左］ ［８．～17.　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第八条　金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第一（第３条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４） 経　営　強　化　計　画 年　月　日提出 （提出者）本店又は主たる 事務所の所在地 商号又は名称 代　表　者　役職・氏名　印 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第４条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 記 ［第１～第８　略］ （記載上の注意） ［１．～10.　略］	**様式第一**（第３条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４） 経　営　強　化　計　画 年　月　日提出 （提出者）本店又は主たる 事務所の所在地 商号又は名称 代　表　者　役職・氏名　印 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第４条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 記 ［第１～第８　同左］ （記載上の注意） ［１．～10.　同左］